

越監告示第 21 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、建設部の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告、及び同条第 10 項の規定により意見の結果を次のとおり公表する。

令和元年 11 月 5 日

越前市監査委員 塚 崎 正 巳

同 田 中 希 世 子

同 城 戸 茂 夫

記

1 監査の執行期間

水道課	令和元年 8 月 21 日 (水)～ 8 月 23 日 (金)
下水道課 (浄化センター含む)	8 月 26 日 (月)～ 8 月 28 日 (水)
都市計画課	9 月 4 日 (水)～ 9 月 6 日 (金)
建築住宅課 (住宅政策推進室、新庁舎建設室含む)	9 月 9 日 (月)～ 9 月 11 日 (水)
都市整備課 (ダム・河川対策室含む)	9 月 12 日 (木)～ 9 月 17 日 (火)

2 監査の対象

平成 30 年 8 月から令和元年 7 月末日までの所管業務全般

3 監査方法

- (1) 都市監査基準等に基づく審査
- (2) 提出資料、関係職員の説明聴取

4 監査結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。また、改善や検討が望まれる事項については意見を付す。

別紙のとおり

別紙

<指摘事項>

【水道課】

○ 給水停止業務について

料金滞納者に対する給水停止について、水道料金等滞納整理事務実施要綱第7条に係る執行通知書を送付したにもかかわらず、平成30年12月、平成31年3～4月において延べ92件が実施されていなかった。本業務が水道課の基本的業務であることに鑑み、事務繁忙に伴う建設部内での業務連携のあり方も含め、適切な事務処理に努められたい。

<意見>

【都市整備課】

○ 工事の計画的な執行について

①令和元年度7月末までの道路維持改修事業において、上太田町地係道路舗装工事（契約額1,285,200円：4月24日～5月21日）と同地係における同様の工事（契約額1,286,280円：5月20日～6月11日）等、工事の分割による安易な随契と判断されるものが9件あった。②平成30年度の橋梁維持改修事業（国庫補助）の工事18件のうち、15件の工事の始期が1月下旬以降（1月：4件、2月：8件、3月：3件）であった。工事の発注については、業務手順の見直し等速やかに業務改善を行い、計画的な予算執行に鋭意努められたい。